

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公表番号】特表2017-523841(P2017-523841A)

【公表日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-032

【出願番号】特願2017-505511(P2017-505511)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/087 (2006.01)

A 6 1 M 16/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/08 2 0 0

A 6 1 M 16/00 3 0 5 Z

A 6 1 M 16/00 3 2 0 Z

A 6 1 M 16/00 3 2 8 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月25日(2018.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の呼吸障害を治療するシステムであって、

前記患者に呼吸器治療を伝達するように構成された呼吸圧力治療装置と、

1つ以上のプロセッサーと

を含んでなり、

該1つ以上のプロセッサーは、

前記呼吸圧力治療装置を経て患者に伝達された呼吸治療に関するデータを解析し、前記呼吸治療の進捗のコンプライアンス予測を表すデータを生成し、

前記プロセッサーを用いて行動を選択し、前記コンプライアンス予測を表すデータに基づき呼吸器治療を改善し、

選択した前記行動を採用または促進して呼吸器治療を改善するものである、システム。

【請求項2】

前記呼吸治療が治療プログラムに従うものであり、前記行動が該治療プログラムに対する調整である、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記患者に伝達された呼吸治療に関するデータが、治療データと、1つ以上の呼吸治療の変数を表す呼吸治療の治療データの要約統計量を含む要約データと、患者の呼吸圧力治療装置の使用がコンプライアンスルールに従っているかどうかを示すコンプライアンスデータと、患者の生理学的データと、患者のプロファイルデータと、患者の電子医療記録とのうちの少なくとも1つを含むものである請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記コンプライアンス予測を表すデータが、前記患者が所定のコンプライアンスルールに従っている可能性を示すスコアである請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記データを解析することが、コンプライアンスマップをデータに適用して前記スコア

を生成することをさらに含むものである請求項 4 に記載のシステム。

【請求項 6】

前記 1 つ以上のプロセッサーは、行動を選択する前に、行動が必要かどうか決定するようにさらに構成されている請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記行動が必要かどうか決定することが、前記コンプライアンス予測を表すデータに基づくものである請求項 6 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記コンプライアンス予測を表すデータが、前記患者が所定のコンプライアンスルールを順守することを選択する可能性を示すスコアである請求項 7 に記載のシステム。

【請求項 9】

前記行動が必要かどうか決定することが、前記スコアを閾値と比較することを含むものである、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記行動が必要かどうか決定することは、  
第 1 のカウント閾値に等しいセッション数に対して、前記スコアが、第 1 の閾値以下であったかどうかと、以前のセッションで計算されたスコア以下であったかどうかとを決めることと、

前記スコアが、以前のセッションで計算されたスコア以上でないかどうかを決めることと

をさらに含むものである請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 11】

前記行動が必要かどうか決定することは、前記スコアが、第 2 の閾値以下であったかどうかと、第 2 のカウント閾値に等しいセッション数に対して、以前のセッションで計算されたスコア以下であったかどうかとを決めるることをさらに含む請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記行動が必要かどうか決定することは、前記スコアが複数のさらなる条件の質を満足しているかどうかを決めるることをさらに含む請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記行動が必要かどうか決定することは、前記患者にリスクがあると決定されると、前記第 1 のカウントの閾値を増分することをさらに含む請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記行動が介入であり、前記行動が必要かどうか決定することが該介入を仮定する統計を閾値と比較することを含むものである請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記統計が、前記介入後に前記患者が所定のコンプライアンスルールを順守するようになる可能性である請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記 1 つ以上のプロセッサーは、前記呼吸治療に関連したデータを解析してさらなる予測を生成するように構成されており、該さらなる予測は、前記患者の呼吸疾患に関連した臨床イベントを当該患者が経験する可能性と、前記患者の呼吸疾患と合併症とを当該患者が発症する可能性とのうちの少なくとも 1 つである請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記呼吸治療に関連したデータを解析することが、イベントモデルを前記データに適用することを含むものである請求項 16 に記載のシステム。

【請求項 18】

前記行動が、ヘルスケア・プロバイダーに警告を発することを含むものである請求項 6 に記載のシステム。

【請求項 19】

前記治療プログラムが、前記呼吸圧力治療装置を設定することを含むものである請求項2に記載のシステム。

【請求項20】

前記治療プログラムに対する調整が、前記呼吸圧力治療装置の設定を変更することを含むものである請求項19に記載のシステム。

【請求項21】

前記治療プログラムが、患者インタフェースの1つ以上のモデル、タイプおよびサイズを含むものであり、前記呼吸圧力治療装置が該患者インタフェースを通じて呼吸治療を前記患者に伝達するものである請求項2に記載のシステム。

【請求項22】

前記治療プログラムに対する調整が、前記患者インタフェースに対する変更を含むものである請求項21に記載のシステム。

【請求項23】

患者の呼吸圧力治療のコンプライアンスをモニタリングするシステムであって、

患者呼吸圧力治療に関するデータを受信するように構成された1つ以上のプロセッサーを含んでおり、

前記1つ以上のプロセッサーは、

前記患者の前記呼吸圧力治療に関する使用データを解析するように構成され、該使用データは日数に関連するものであり、

前記使用データの解析に基づいて前記患者呼吸圧力治療に関するコンプライアンス予測指標を生成し、該コンプライアンス予測指標は、コンプライアンスがあるかどうかを表すものであり、

前記コンプライアンス予測指標の評価に基づいて、前記患者の前記呼吸圧力治療のコンプライアンスを改善する関与行動を推奨する

ように構成されているシステム。